

京都市西京区要保護児童対策地域協議会設置運営要綱

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき、法第25条の2第2項に規定する要保護児童等（以下「要保護児童等」という。）の適切な保護又は支援を図るため、「京都市西京区要保護児童対策地域協議会」（以下「西京区協議会」という。）を設置する。

2 西京区協議会は、京都市要保護児童対策地域協議会設置運営要綱（平成21年3月制定）第6条第1項の規定に基づく「区役所等協議会」に位置付ける。

(構成)

第2条 西京区協議会は、別表に掲げる行政機関及び関係機関並びに団体等（以下「関係機関等」という。）から選任された者をもって構成する。

(取組事項)

第3条 西京区協議会は、次の各号に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 要保護児童等に関する情報その他要保護児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報交換
- (2) 要保護児童等に対する支援の内容に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、西京区協議会の目的を達成するために必要な事項

(会長等)

第4条 西京区協議会に会長を置き、会長は、西京区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室子どもはぐくみ課長とする。

- 2 会長は、会務を総理し、西京区協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 西京区協議会は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議により構成する。

- 2 会長は、第3条各号の事項に取り組むに際し必要があると認めるときは、第2条に掲げる者以外の関係者の出席又は協力を求めることができる。
- 3 会長は、第3条各号の事項に取り組むに際し必要があると認めるときは、法第25条の3の規定に基づき、第2条に掲げる関係機関等及び前項に掲げる者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、第2条に掲げる関係機関等の代表者をもって構成する。

2 代表者会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 区域内の児童虐待の現状及び取組の把握・評価
 - (2) 個別ケース検討会議等の円滑な運営に向けての環境整備
 - (3) 年間活動方針の決定
- 3 代表者会議は、原則として年1回以上開催する。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、西京区役所及び西京区役所洛西支所の所管区域ごとに開催する。

2 実務者会議は、第2条に掲げる関係機関等の内、行政機関の実際に活動する実務者により構成する。

3 実務者会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 西京区役所又は西京区役所洛西支所の所管区域内の虐待及びその疑いのある全てのケースについて、定期的な情報交換、主担当機関の確認、支援方針の見直し等
 - (2) 個別ケース検討会議における課題についての検討
 - (3) 児童相談所、西京区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室及び西京区役所洛西支所保健福祉センター子どもはぐくみ室における送致の検討
- 4 実務者会議は、原則として年4回以上開催する。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、第2条に掲げる関係機関等の内、個別のケースに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性のある担当者により構成する。

2 個別ケース検討会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
 - (2) 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
 - (3) 事例の主担当機関と主たる援助者（キーパーソン）の決定
 - (4) 具体的な支援内容の検討
 - (5) 次回会議の設定
- 3 個別ケース検討会議は、必要に応じて随時開催する。

(事務局及び所在地)

第9条 西京区協議会の事務局は、西京区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室及び西京区役所洛西支所保健福祉センター子どもはぐくみ室に置く。

2 事務局の所在地は、京都市西京区上桂森下町25-1 京都市西京区役所保健福祉センター子どもはぐくみ室内及び京都市西京区大原野東境谷2丁目1-2 京都市西京区役

所洛西支所保健福祉センター子どもはぐくみ室内とする。

3 西京区協議会の事務局は、法第25条の2第4項に規定する「要保護児童対策調整機関」に位置付ける。

4 西京区協議会の事務局における担当係長を、法第25条の2第6項に規定する「調整担当者」に位置付ける。

(守秘義務)

第10条 第2条に掲げる関係機関等の職員等及び第5条第2項の規定により会議に出席した者は、法第25条の5の規定に基づき、西京区協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、西京区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表（第2条関係）（順不同）

京都市児童福祉センター
京都市西京区役所保健福祉センター
京都市西京区役所洛西支所保健福祉センター
京都市教育委員会指導部生徒指導課
京都府西京警察署
京都市立西総合支援学校
西京区内の小学校
西京区内の中学校
社会福祉法人京都市西京区社会福祉協議会
一般社団法人西京医師会
西京区内の保育所、認定こども園
西京区内の児童館、学童保育所
西京区内の幼稚園
西京区内の児童養護施設、児童心理治療施設
西京区内の乳児院
西京区内の障害児通所施設
社会福祉法人京都基督教福祉会 京都保育福祉専門学院
西京区内のつどいの広場
西京区内の小規模保育事業所
西京区民生児童委員会
西京区地域女性連合会
西京地区更生保護女性会
京都弁護士会
会長が指定する者